

結核予防事業補助金交付基準額単価表

区 分		令和5年度単価	令和4年度単価
間 接 撮 影	70mmミラーカメラ	478	478
	100mmミラーカメラ	506	505

令和5年度石川県結核予防事業補助金交付基準

石川県結核予防事業補助金交付要綱第2条の規定に基づく令和5年度石川県結核予防事業補助金の交付基準は次のとおりとする。

- 1 この補助金は、学校及び施設等の補助事業者が実施する石川県結核予防事業補助金交付要綱第1条の規定による事業を交付の対象とするものであること。
- 2 この補助金の交付額は、次に掲げる額を比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。
 - (1) 次の表の基準額欄に定める額
 - (2) 次の表の対象経費欄に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額

基準額	次に掲げる額の合計額 (1) 478円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数 (2) 506円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数
対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断（事業者である市町が行う健康診断を除く。）のために必要な需用費（消耗品費、医薬材料費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料